

**令和8年度滋賀県地域日本語教育推進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の概要

(1) 名称

令和8年度滋賀県地域日本語教育推進事業業務委託

(2) 目的

日本語能力が十分でない外国人等が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の専門的知見を活用し、関係機関との有機的な連携のもと、日本語学習機会の充実を図るための体制づくりを推進する。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度滋賀県地域日本語教育推進事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）1月31日まで

(5) スケジュール

日程	項目
令和8年6月4日（木）	公告
令和8年6月15日（月）12時まで	質問受付期限
令和8年6月16日（火） 予定	質問に対する回答
令和8年6月22日（月）17時まで	応募申込および企画提案書類受付期限
令和8年6月25日（木）14時 予定	プロポーザル審査会
令和8年6月26日（金） 予定	審査結果等の通知・公表

2 予定価格

5,971,359円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・ 営業種目

大分類：役務 中分類：諸サービス または その他役務の提供

・ 地域ブロック

県内に本店を有する者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

・物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

4 説明会

開催しない。

5 質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、説明会を実施しないため以下の方法により受付および回答を行うこととする。

(1) 質問方法

「(様式) 質問票」に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、11に示す宛先へ提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和8年(2026年)6月15日(月曜日)12時(必着)

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提出された質問を全てまとめて、質問票の提出者全員に対して、令和8年(2026年)6月16日(火曜日)をめぐりに、電子メールまたはFAXで回答するとともに、滋賀県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/kokusai/>)に掲載する。

6 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、「令和8年度滋賀県地域日本語教育推進事業業務委託仕様書」の内容を十分確認したうえで、次の(1)～(6)の書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

提出書類		部数
(1)	応募申込書（様式1）	1部
(2)	企画提案書 ・企画提案書は、別添に定める企画提案項目に基づき、実施できる業務の内容等のできる限り具体的に提案すること。 ・企画提案書の様式および枚数は任意とするが、用紙はA4判（縦書き・横書きは不問。）とし、言語は日本語とする。 ・別途経費が必要になる企画提案を記載することは認めない。 ※事業者名を記載しない3部には、申請者（＝プロポーザル参加事業者）が特定できる名称やロゴマーク等も記載しないこと。あわせて、別添に定める企画提案項目のうち、「0 提案者の概要」についても、省略すること。	5部 （事業者名あり2部、事業者名なし3部） （※）
(3)	事業費見積書（様式2）	5部
(4)	事業費見積内訳書（様式3） ・別紙「令和8年度滋賀県地域日本語教育推進事業業務委託仕様書、7. 経費」に記載の事項に留意のうえ、着手から契約終了までに要する経費を見積もり、その内訳書を作成すること。 ※人件費については単価×勤務時間数にて積算すること。	5部
(5)	事業者等概要説明書（パンフレット等） ・本委託業務と類似の業務の実績、または現在履行中の類似業務等の内容が分かる資料があれば添付すること。	5部
(6)	社会政策推進面に係る関係書類（該当ある場合）	各1部
	ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し	
	イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	
	ウ 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届けをしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し	
	エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し	
	オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書	
	カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知	

	書（滋賀県発行）の写し	
キ	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	
ク	滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合には同認証通知（県発行）の写し	
ケ	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	
コ	「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	

7 企画提案書等の提出方法および提出期限について

(1) 提出期限

令和 8 年（2026 年）6 月 22 日（月曜日）17 時（必着）

(2) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送

(3) 提出場所

滋賀県総合企画部国際課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

8 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

県に設置する審査会（委員 3 名）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査基準（審査員 1 名当たりの評価点）

審査は、次に定める基準に基づき行い、総合的に評価することとする。

評価項目	着 眼 点	評価点
1 実施方針	業務の趣旨を十分に理解し、県が意図する業務の目的を達成するために必要な内容の提案がされているか。	10点
2 実現可能性	日本語教育に関する事業実績を有しているか。	5点
	事業実績のうち、県内地域日本語教室等と連携して実施した日本語教育事業の実績があるか。	5点
	全体の事業実施スケジュールは無理なく妥当なものになっているか。	5点
3 実施体制	スタッフの役割分担が明確化されているとともに、本業務を遂行するために必要な人員配置が適正に行われ、信頼できるものとなっているか。	5点
	地域日本語教育コーディネーターは本事業を遂行するに足りる経験を有しているか。	10点
4 企画内容	オンライン日本語教室について、オンライン日本語教室概要（案）に沿って提案されており、実施体制（講師の選定含む）、スケジュール、参加者の募集方針等は具体的かつ実現可能な内容となっているか。	10点
	日本語学習支援者養成研修について、研修コンセプト、内容（案）、参加者の募集方針等について、具体的な提案がされているか。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」で示されている「学習支援者に望まれる資質・能力」を踏まえた内容となっているか。	10点
	地域日本語教育コーディネーター派遣事業について、実施方法・スケジュール、広報方法等について、具体的な提案がされているか。	10点
	日本語教育推進に関する広報・啓発について、ニュースレターのコンセプト、内容（案）、広報・啓発方法等について、日本語教育の取組の普及や日本語教育に対する理解促進を図ることが期待できる具体的な提案がされているか。	5点
	日本語教育に関する情報収集、情報提供、助言等の実施について、具体的な提案がされているか。	5点
5 効果性	本事業の効果を高めるための独自の取組や工夫が提案されているか。	5点

6 経済性	<p>見積価格は適正であるか。</p> <p>予定価格の 80%未満・・・10 点 予定価格の 80%以上 85%未満・・・8 点 予定価格の 85%以上 90%未満・・・6 点 予定価格の 90%以上 95%未満・・・4 点 予定価格の 95%以上・・・1 点</p>	10 点
7 社会的政策推進	<p>「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1 点
	<p>高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。</p>	1 点
	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1 点
	<p>「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1 点
	<p>「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。</p> <p>① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	1 点
総合点		100 点

(3) 契約予定者の決定

審査の結果、見積価格が予定価格の範囲内で、総合点が最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

なお、最高得点が複数あった場合は、最も見積価格が低い者を契約予定者として選定する。

(4) 審査会の開催日

令和8年6月25日（木） 予定

(5) 結果の通知

審査会における選定結果は、参加者に文書により通知する。

(6) 契約の締結

審査会後に提案についての具体的な内容や経費等を精査し、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする可能性がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

9 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効になるので注意すること。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で無効とする。

10 その他

- (1) 提案書等を提出後の加筆、訂正、差替え等は認めない。
- (2) 本プロポーザルに関連して、参加者より滋賀県が提出を受ける全ての資料の所有権は滋賀県にあるものとし、提出された提案書および添付書類等は返却しない。
- (3) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 採用した場合でも、実施過程において協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 提出された企画提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。
- (7) この業務委託の実施については、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）

- 等が適用される。
- (8) 本事業は、国庫補助金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査の対象となることがある。

11 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県総合企画部国際課

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3063 FAX 077-521-5030

E-mail kokusai@pref.shiga.lg.jp

(別添)

企画提案項目

項目		以下の事項を提案すること
0	提案者の概要	名称、所在地、代表者職氏名、設立年月日、業務概要 ※企画提案書のうち、事業者名を記載しない3部については、この項目を省略すること。
1	業務概要	①事業概要 ②社会的課題への取組状況
2	業務の実施方針	滋賀県における外国人県民の実態や地域の日本語教育環境等の特性を踏まえ、どのような考え方で本事業に取り組もうとしているか
3	類似事業の実績	過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間）に実施した事業に限る。（3件まで記入可） ① 実施期間 事業内容 ② 実施主体 ④ 実績等 ※県内地域日本語教室等と連携して実施した日本語教育事業の実績があればその内容を記載すること。
4	実施体制	① 当業務の実施体制や人員配置の計画について ② 業務分担 ③ 配置を予定する地域日本語教育コーディネーターの経歴等（当業務の遂行に必要な資格や専門知識、経験を有していることの説明）
5	事業実施予定場所	活動拠点の場所
6	事業実施スケジュール	事業全体の実施スケジュール（案）
7	事業の実施計画	仕様書の内容に沿って、以下の提案事業の実施計画を記載すること。
	■オンライン日本語教室の実施	① 実施方針 ② 実施・運営体制 ③ 実施スケジュール（案）、授業計画（案） ④ 講師の選定方法 ⑤ 広報・受講者募集方法 ⑥ 成果・課題等の検証方法
	■日本語学習支援者養成研修の開催	① 研修コンセプト ② 内容（案） ③ 広報・受講者募集方法 等
	■地域日本語教育コーディネーター派遣事業の実施	① 実施方針 ② 実施スケジュール（案） ③ 広報・募集方法 等
	■日本語教育推進に関する広報・啓発	① ニュースレターのコンセプト ② 内容（案） ③ 広報・啓発方法 等
	■日本語教育に関する情報収集、情報提供、助言等実施	日本語教育に関する情報収集、情報提供、助言等の実施方針
8	その他	その他、本業務を効果的に実施するための提案者の独自の取組や工夫について提案がある場合は簡潔に明記すること。

※提案書の構成は上記項目の順番に沿わなくてもよい。